（別紙）

**快適住まいリフォーム補助金におけるエコリフォーム工事の基準について**

**１．開口部の断熱改修**

次の①から④までの工事のうち断熱性能を高める改修工事を対象とする。

①ガラス交換（既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。）

②内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、又は既存の内窓を取り除き、新た

　な内窓に交換するものをいう。）

③外窓交換（既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。）

④ドア交換（既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。）

**２．外壁、屋根・天井又は床の断熱改修**

改修の際に外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに断熱材を使用し、断熱性能を高める改修工事を対象とする。また、リフォーム以前の製品による断熱性能よりもリフォーム後の製品による断熱性能の向上が明らかであれば断熱改修とみなす。

※ただし、外壁塗装のみの工事はエコリフォーム工事の対象外とする。

**３．エコ住宅設備の設置**

次の①から⑧までの住宅設備のうち、別に定める基準を満たすものを設置する工事を対象とする。

①高断熱浴槽

②節水型トイレ

③節湯水栓

④高効率給湯機

⑤太陽熱利用システム

⑥太陽光発電設備

⑦蓄電池

⑧ＬＥＤ照明

**○エコ住宅設備の基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備 | 基準 |
| 高断熱浴槽 | JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。 |
| 節水型トイレ | JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。 |
| 節湯水栓 | JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 |
| 高効率給湯機 | 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） | JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）であること。 |
| 潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ） | 給湯暖房器は、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器は、モード熱効率が83.7％以上であること。 |
| 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） | 湯だき温水ボイラーは、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式はモード熱効率が81.3％であること。石油給湯機の貯湯式は74.6％であること。 |
| ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） | 熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること。 |
| 太陽熱利用システム | 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること。） |
| 太陽光発電設備 | 太陽電池モジュールがJIS C8918又はC8939に規定する性能と同等以上の性能を有すること。 |
| 蓄電池 | 工事を伴うものに限る。（可搬型は除く。） |
| ＬＥＤ照明 | 工事を伴うものに限る。 |